第55事業年度

事業計画書

平成30. 4. 1 ~ 平成31. 3. 31

目 次

第1	基本方針	57
第 2	主 な 施 策	57
第3	事業計画	60
1	加入計画	60
2	収入支出の概算	61

第1 基本方針

我が国の漁業・漁村は、漁業者の減少・高齢化に加え、燃油価格や飼料価格の高騰、さんま、さけ、するめいかといった主要資源の減少や日本海、太平洋における外国漁船の操業など、様々な課題に直面しているが、このような中にあって、漁協系統は「浜プラン」・「広域浜プラン」による漁村の活力再生に力を入れており、多くの地域でその成果が漁業者の所得向上として着実に現れて来ている。

また、国においても、「浜プラン」・「広域浜プラン」に基づく生産性の向上や諸外国に対する競争力の強化を図るために所要の予算を確保し、漁業の成長産業化や資源管理の高度化を期しているところであり、これらの実現に向けた具体的対応が進められていくものと思われる。

このようななか、「漁業共済」と「漁業収入安定対策事業」は、国の水産施策の方向性を示すべく昨春制定された水産基本計画で、今後の漁業生産を担っていくべき漁業者が当然加入すべきものと位置づけられ、現にくろまぐろの資源管理を進める際の重要なツールとして活用されている。

今年度は、「ぎょさい普及推進全国運動」の2年度目として、よりきめ細やかな推進運動を展開し、 一層のPR活動を行うと共に、行政及び漁協系統団体等とも連携を図りつつ、「ぎょさい」制度及び「積立ぷらす」の普遍的な浸透・定着に精力的に取組むものとする。

なお、政府はこの6月1日に水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を目指した水産政策の改革を決定し、この中に漁業収入安定対策の機能強化及び法制化を位置付けたことから、この動きに適切に対応すると共にこれに連動して、今後の事業運営や制度のあり方についての組織内協議を進めることとする。

第2 主な施策

1. 普遍的な加入と定着を図るために

「ぎょさい普及推進全国運動」2年度目の取り組みとして、全国目標、共済金額6,679億円、 漁業者積立額247億円、加入率83%(漁獲、養殖、特定養殖共済の合計共済限度価額9,671億 円に相当)を設定し、その達成に向けて、次の取組を行う。

(1) 普及推進の進捗状況の早期把握

- 漁業共済団体の役職員で構成する推進対策本部を中心に運動の基本的な方向性について 協議するとともに、普及推進の進捗状況を把握し、普及を妨げる諸課題の要因分析と問題解 決への取組等を通じ、普及推進運動の効果的な展開を図る。
- (2) 共済組合や漁協等との一体的推進活動の展開
 - 重点推進目標漁協・漁業種類の役職員・組合員等を対象とした推進会議を開催する。
 - 共済組合が主催する推進会議や現地推進活動等に積極的に参加する。
 - 諸会議等での協議や情報交換を通じて、目的達成に向けた実践的な取組を強化する。
- (3) 系統各団体・行政庁との連携強化
 - 系統各団体・行政庁に「ぎょさい」と「積立ぷらす」が果たしている経営安定機能に対す る理解を深めてもらうための取組を行うとともに、直接の加入指導や加入拡大に繋がる諸施 策の実施を要請する。
- (4) 広報活動の活発な展開
 - パンフレットや普及資材等を作成する。
 - 「ぎょさい」と「積立ぷらす」を更に周知するため、業界紙等への記事提供等を行う。
 - 共済ニュース等を定期発行し、対外的な情報発信や共済団体内の情報交換に努める。
 - ホームページの拡充等、多様な媒体を活用し、より分かりやすい PR 活動に努める。
- (5) 漁業共済優績者表彰の実施
 - 漁業共済事業の発展に貢献してきた漁協や漁業者の表彰を行う。
- (6) 掛金補助事業の活用
 - 「韓国・中国等外国漁船操業対策事業」等を活用し、漁業者の掛金負担軽減と補償の充実 を図る。

2. 事業基盤の強化を図るために

- (1) 事業運営上の諸問題に関する積極的な取組
 - 漁獲共済の将来的な損害査定のあり方について、共済組合と必要な検討を行う。
- (2) 研修活動の充実強化
 - 共済組合が開催する漁協職員を対象とする研修会を年1回以上開催できるよう支援し、 ぎょさい担当職員の育成に努める。

● 共済組合職員を対象とした業務部門・管理部門の研修活動を充実する。

(3) 経営基盤の強化

- 災害時等におけるぎょさい及び積立ぷらすの事業継続体制の強化を行うとともに、オンラインシステムの活用による事務処理の合理化に努める。
- 合併を検討する共済組合があれば、その求めに応じ、全国合同漁業共済組合との合併について必要な取組を行う。

3. 制度の充実等を図るために

- 水産庁における漁業収入安定対策の機能強化及び法制化等の検討を踏まえ、今後の制度改 正の動きに対し適切に対応する。
- 平成31年4月に養殖共済に追加予定の内水面養殖(うなぎ養殖)について、制度設計や 適切な運用のための検討を行うとともに、組織内検討を経たその他の養殖共済の改善事項に つきその実施に向けた取組を進める。

4. その他

● コープビル建て替えにあたっては、新ビルのフロアを取得して入居する方向で具体的検討 をすすめる。